

利子の価格

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{1.3}{100} \times \frac{61}{365}$

(二)

さ
れ
る
一
括
登
録
に
係
る
口
座
に
混
藏
寄
託
さ
れ
る
も
の

一括登録されないものへ発行
時ににおいて、所得税法第十条、
第十一條若しくは第一百七十六
条第一項又は租税特別措置法
第四条、第四条の二、第四条
の三若しくは第九条の三第二
項に規定する利子の非課税に
係る要件を満たすものを除

十一
初
期
和
子

平成十四年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、規定次号及び第十三号において同じ。）。

十七	十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	募集期間	払場所	元利金支	償還金額	後の利子
平成十四年八月二十日	平成十四年八月十四日まで	平成十四年七月二十五日から平	日本銀行の本店、支店、代理店、 國債代理店及び國債元利金支払 取扱店並びに取扱郵便局	額百円につき百円	毎年六月二十日及び十二月二十 日の支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する。